相談支援事業所連絡会にて質問がされた、支給決定基準のQ&A

**Q.障害児における福祉サービス（居宅支援、訪問入浴、短期入所）の条件を教えてください。**

A.「国分寺市 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等 支給決定基準」をご確認ください。

・児童の養育を担う保護者が困難な場合に対象となります。保護者である介護者が、児童の介助が不可、人工呼吸器を装着する児童を介助者一人で連れ出せないなどが理由となります。

・訪問入浴は、重度身体障碍児の場合、身体障害者手帳2級以上で、浴槽を持参しての入浴となります。

・短期入所の対象は、障害児支援区分1以上、手帳の保持は不要です。年齢制限の記載はありませんので各短期入所事業所との相談になりますが、離乳食を終えていないと受け入れが難しいと思われます。

・個別のケースで必要に応じて障害福祉課にご確認ください。

**Q.サービス等利用計画の裏面「サービス提供によって実現する生活の全体像」が、申請者の基本情報の記載内容と重複しても大丈夫でしょうか。**

A.重複可です。

**Q.通院等介助について、支援時間に上限はありますか。**

A.支給決定基準による、通院等介助の上限はありません。

**Q.モニタリング実施確認票（複製）の事業所内での保管は必須でしょうか。**

A.必須ではありません。各事業所の判断で大丈夫です。

**Q.モニタリングの条件を教えてください。**

A.本人（障害児の場合は保護者）と面談、事業所に見学（聴き取り・訪問／電話）が原則必要になります。モニタリングには、サービスの確認（適正かどうかの確認）、サービス調整の意義があります。

**Q.モニタリングの時期がずれてしまいました。**

A.モニタリング時期がずれたこと、その正当な理由を市の事業推進係に一報を入れてください。延期する場合、翌月内にはモニタリングを実施してください。

**Q.モニタリングの前倒しは可能でしょうか。**

A.正当な理由がある場合、１ヶ月前くらいならば可能です。その場合、予め事業推進係に一報を入れてください。

**Q.モニタリングの回数を増やしたいです。**

A.必ず事前に事業推進係に連絡を入れてください。

**Q.入院中にモニタリングを行う場合の条件を教えてください。**

A.入院中のサービス調整に関わるモニタリングは認められます。

**Q.サービスは未利用ですが、受給者証を持ち続けたい人のモニタリングはできますか。**

A.サービスを利用していない人の面談を行い、モニタリング実施報告書を作成することは可能です。状況把握、利用のタイミングをはかるなどの意義があります。

**Q.単位により支給算定を行うサービスの支給基準構造について、非定型基準や調整基準について教えてください。**

A.調整基準は緊急時の一時的なものであり、非定型基準はさらに長期となる場合に審査会を経て支給の要否を決定します。

以上